

有害ガス発生施設の種類

番号	施設名称	規模要件
1	繊維製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)樹脂加工施設 (2)乾燥焼付施設 (3)植毛施設	すべてのもの
2	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)蒸解施設 (2)張合せ施設 (3)樹脂加工施設 (4)乾燥焼付施設	すべてのもの
3	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの（密閉式のものを除く） (1)反応施設 (2)合成施設 (3)分解施設 (4)精製施設 (5)抽出施設 (6)蒸留施設 (7)電解施設 (8)重合施設 (9)蒸発濃縮施設 (10)晶出施設 (11)乾燥施設 (12)焙焼施設 (13)混合施設 (14)タール又はアスファルト溶融施設 (15)紡糸施設 (16)吸収施設 (17)回収施設 (18)吸着施設 (19)造粒施設	すべてのもの
4	出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)グラビア印刷施設 (2)乾燥施設	すべてのもの
5	ゴム製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)加硫施設 (2)混練施設 (3)溶融施設	すべてのもの
6	鉄鋼又は非鉄金属の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの 鋳物製造施設（シェルモールドを使用するものに限る。）	すべてのもの
7	金属製品又は機械器具の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)表面処理施設（有害ガスの蒸発又は有害ガスを含む水滴若しくは蒸気の飛散を伴うものに限る） (2)塗装施設	すべてのもの